

## とうもろこし〔米国産とうもろこし〕受渡細則

### (目的)

第1条 この細則は、業務規程（以下「規程」という。）第3条第8項の規定に基づき、とうもろこしの受渡しに関し必要な事項について定める。

### (受渡供用品)

第2条 受渡供用品は、規程第11条第1項に基づき本所において定める価格調整表に記載されたとうもろこしであって、以下に掲げる要件を満たしたものとす。

- (1) アメリカ合衆国産又はブラジル連邦共和国産黄とうもろこしであって、船荷証券又は本船荷渡指図書若しくは荷渡指図書にその旨が表示されているもの
  - (2) 産地から船積みされ、直接日本の港に到着したものであって、荷受渡港において、積来本船から艀内渡しされる未通関のバラ積みのもの
  - (3) 海上保険料及び海上運賃は、渡方が負担したもの
  - (4) 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成15年9月16日付農林水産省消費・安全局長通知）に基づきA飼料として、本所が特定した者が輸入したもの
  - (5) 品位は、アメリカ合衆国産にあつてはアメリカ合衆国農務省穀物検査規格No. 3以上かつ水分15%以下、ブラジル連邦共和国産にあつてはブラジル穀物輸出協会がANEC44の2.QUALITY/CONDITIONにおいて定める規格以上で輸出され、送り状(Invoice)により確認できるもの
  - (6) 産地船積時において正常無事故の状態にあつたもので、植物防疫法に抵触することなく、かつ、雨淡水濡れ、汗濡れ、海水濡れ、カビ損、高温障害等の事故品を取り除いたもの
- 2 受渡供用品の銘柄又は価格調整は、本所が経済事情の変動その他の事情により必要と認めるときは、変更することができる。
- 3 前項の規定により本所が銘柄又は価格調整を変更する場合は、新甫発会日の属する月の前月15日までにこれを定め、当該新甫限月から適用する。
- 4 第1項に規定する受渡供用品は、本所が経済事情の変動その他の事情により特に緊急の必要があると認めるときは、変更することができる。この場合において、その変更した受渡供用品の価格調整表その他の価格調整に関する事項は、本所がこれを定めるものとする。

### (荷受渡しの場所)

第3条 規程第60条に規定する荷受渡港は志布志港及び鹿島港とし、荷受渡しすることができる埠頭は、当該港における慣習的な陸揚埠頭とする。

(本船事故その他の事由)

第4条 規程第61条及び次条第4項に規定する事由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本船事故として確認されたもの
- (2) 出港地、寄港地又は入港地における船内荷役ストライキ及び沿岸荷役ストライキ並びに公共機関による出入港停止等として確認されたもの
- (3) その他不可抗力として確認されたもの

(早受渡し)

第5条 規程第62条に規定する早受渡しを希望するときは、本条の規定により、これを行うことができる。

- 2 当月限の建玉を有する取引参加者が、その全部又は一部について、早受渡しを希望するときは、早受渡申出書及び、早渡し希望者にあつては第9条に規定する受渡品明細通知書及び第11条に規定する本船荷捌明細書を提出し、早受け希望者にあつては荷受渡港の名称、数量及び受渡希望期間を本所に申し出るものとする。
- 3 前項の申出を受理したときは、遅滞なく、これを掲示するものとする。
- 4 早受渡しの申出期間は、当月限納会日の属する月の前月1日から、当月限納会日の4営業日前の正午までとし、受渡しは、当月限納会日の前営業日までとする。ただし、前条に定める事由によるときは、この限りでない。
- 5 早受渡しの申出があつた建玉の反対建玉を有する取引参加者で、その全部又は一部について早受渡しに応じようとする者は、その旨を申し出る。
- 6 早受渡しの応諾の申出は、当月限納会日の3営業日前までとする。
- 7 第4項及び前項に規定する申出の時限については、毎営業日の午後2時(申出期間の最終日は正午)までとする。
- 8 早受渡しの受渡日は、最初の荷受渡予定日の前営業日とする。
- 9 早受渡しの相手方に必要な場合は、抽せんによって相手方を決定する。
- 10 早受渡しの受渡値段は、受渡品の渡方又は受方が決定した日の当月限の帳入値段とし、その建玉については、翌計算区域からの値洗計算から除外する。
- 11 早受渡しの申出又はその応諾の申出を行った取引参加者は、申出数量の全部に満たない故をもって早受渡しを拒むことができない。
- 12 早受渡しの申出者は、当該建玉に対する反対売買を行い、又は早受渡しの申出を取り消し、若しくは変更することができない。ただし、早受渡希望日までに応諾のなかつた部分については、この限りでない。
- 13 株式会社日本証券クリアリング機構(以下「クリアリング機構」という。)が定める受渡書類の提出及び受渡しの日時等、受渡品明細書及び本船荷捌会議の通知、本船荷捌会議、本船荷捌明細書及び荷受渡予定日の届出及び受渡重量による調整に関する規定は、早受渡しにおいて準用する。

(早受渡申出書)

第6条 前条第2項に規定する早受渡申出書の記載事項は、次のとおりとする。

- (1) 産地、品名、等級
- (2) 受渡数量
- (3) 荷受渡希望港名
- (4) 荷受渡希望日
- (5) 早受渡最終応諾日の指定
- (6) 渡方にあつては、輸入商社名

(受渡しの必要書類)

第7条 クリアリング機構が定めるもののほか、受渡書類は、次の各号に掲げる書類のうち特に必要と認めたものが含まれていなければならない。

- (1) 備船契約書の写し
- (2) 保険証券又は保険証明書の写し
- (3) その他税関により要求されるべきその他の書類

2 受渡書類において完備しなければならない事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国際的契約、商慣習又は国内法規等により定められている事項の記載があること
- (2) 船荷証券 (Bill of Lading) 及び保険証券 (Policy) にあつては、譲渡に要するすべての条件を備えたものであること
- (3) 本船荷渡指図書 (Delivery Order) にあつては、本所が特定した者が最初に裏書きしたものであること
- (4) 荷渡指図書にあつては、本所が特定した者が発行したものであつて、送り状、船荷証券等の確認し得る書類に基づき、次の内容が記載されたものであること

- イ 産地、品名、等級
- ロ 受渡数量
- ハ 積来本船名
- ニ 積来本船出港年月日
- ホ 荷受渡港名
- ヘ 荷受渡予定日
- ト 輸入商社名及び旗振商社名
- チ 発行者名
- リ 発行年月日
- ヌ 海上保険会社名
- ル その他必要事項

(5) 通関に必要な書類にあつては、税関の要求する手続き等を備えたものであること

3 受方は、荷卸完了後、遅滞なくその旨及び次の各号に掲げる内容が記載された書面に、

荷役協定書等その内容を確認し得る書類を添付し、届け出なければならない。

- (1) 渡方（委託者）名
- (2) 積来本船名
- (3) 荷受渡港名
- (4) 産地、品名、等級
- (5) 受渡数量

（受渡当事者、荷渡数量の決定）

第8条 受渡当事者の決定は、渡方及び受方の合議によるものとし、競合する場合には抽せんによって決定する。

（受渡品明細通知書）

第9条 受渡品明細通知書は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 産地、品名、等級
- (2) 受渡数量
- (3) 積来本船名
- (4) 積来本船出港年月日
- (5) 荷受渡港名
- (6) 積来本船入港予定日
- (7) 輸入商社名及び旗振商社名
- (8) 本船荷捌会議開催予定日
- (9) 受方名

（本船荷捌会議）

第10条 本船荷捌会議において、受方渡方双方は合理的な荷役を行うための必要事項を商慣習に従い協議の上決定するものとする。

2 受渡当事者は、当該本船荷捌会議における決定事項を遵守して荷受渡しを行わなければならない。

（本船荷捌明細書）

第11条 本船荷捌明細書は、当該本船の陸揚港の順序、陸揚港名、陸揚数量、荷受渡人ごとの荷受渡数量及び荷受渡予定日及びその他荷捌に関する必要事項が記載されているものとする。

（陸揚重量の検定機関）

第12条 正味陸揚重量の検量に係る本所が指定する検定機関は、次のとおりとする。

一般財団法人日本穀物検定協会

一般社団法人日本海事検定協会  
一般財団法人新日本検定協会  
一般社団法人日本貨物検数協会

(過不足重量の調整)

第13条 クリアリング機構が定める正味陸揚重量と受渡数量とに生ずる過不足重の調整は、次の各号により行うものとする。

- (1) 過不足重量が受渡重量の5%以内であるときは、本所は金銭をもって受渡代金の調整を行うものとする。
  - (2) 不足する重量が受渡重量の5%を超えるときは、渡方は受方に対してその不足分に相当する量をすみやかに追加渡しするものとする。
  - (3) 超過する重量が受渡重量の5%を超えるときは、受方は渡方に対してその超過分に相当する量の引取りを請求できるものとする。
  - (4) 第2号又は第3号の場合において、受渡当事者双方が合意した場合は、クリアリング機構の承認を得て、他の方法で調整することができるものとする。
  - (5) 第2号、第3号及び前号による調整が終了したときは、当事者双方はその旨をクリアリング機構に届け出るものとする。
- 2 過不足重量は、キログラム単位（未満は切り捨て）で算出するものとする。
- 3 調整基準価格は、規程第63条第1項に規定する受渡値段とする。

(受渡不能の処理)

第14条 渡方の受渡品を積載した本船の沈没等海難事故により受渡品が滅失したとき又は渡方の責めに帰することができない事由により受渡品の船積み若しくは輸送が行えなくなったとき、その他法令、行政処分等により受渡しが行えなくなったときは、規程第63条第1項に規定する受渡値段を基準として精算し、受渡しを結了したものとする。

(受渡供用品に係る諸費用)

第15条 受渡供用品の荷卸しに係る諸費用の負担は、原則として、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 規程第60条本文に規定する荷受渡しの場合
  - イ 荷卸費、検査料及び検量料は、受方の負担
  - ロ 揚港割増賃は、渡方の負担
  - ハ 早出料の割戻しは、渡方の受取り
  - ニ 滞船料並びに夜間及び休日等の特別な荷役料は、渡方の負担。ただし、受方の責めに帰する場合は、受方の負担
- (2) 規程第60条ただし書きに規定する荷受渡し及び第5条に規定する荷受渡しの場合は、受方渡方双方で合意したものに基づくものとする。

(受渡遅滞に係る補償)

第16条 第4条の事由により受渡日が規程第61条及び第5条第4項に定める期間を超える場合は、取締役会の定めるところにより渡方は当該遅滞のために生じた受方の損失を補償するものとする。

(食品用としての特別検査の申出)

第17条 受方が食品用としての特別な検査を申し出た場合は、商慣習に従い渡方は協力するものとする。

(受渡しの特例)

第18条 規程第60条に規定する荷受渡港において、混雑やサイロスペース確保困難などの受方理由による受渡調整の要請がある場合は、積み換え港において保税一時サイロ保管など商慣習に従い可能な限り渡方は協力するものとする。その際の受方の費用負担は経済的合理性に基づき予め受方渡方双方が合意しなければならない。

2 前項により、第11条に規定する荷受渡予定日を変更するときは、受方が、速やかに届出なければならない。

(その他の措置)

第19条 規程及びこの細則並びにクリアリング機構におけるとうもろこしの受渡しに係る諸規則に定めのない事項又は不測の事態が生じた場合は、とうもろこしの商慣習又は当事者の合議により処理するものとする。

2 この細則は、実状を勘案して、適宜、必要に応じて所要の改正を行うものとし、その改正は既存限月についても適用することができる。

(変更、廃止及びその適用)

第20条 この細則は、代表取締役社長の決裁により、変更又は廃止することができる。ただし、変更の内容が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項の変更又は廃止は、既に取引が開始されている限月についても適用することができる。

附 則

1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この細則の施行に伴い、施行日前のとうもろこし受渡細則（以下「旧細則」という。）は、これを廃止する。

3 旧細則に基づいてなされた事項は、施行日においてこの細則の相当する規定に基づいてなされたものとみなす。

附 則（令和3年8月27日）

この細則は、令和3年8月27日から施行する。

とうもろこし受渡細則に規定する本所が特定した者  
及び受渡遅滞に係る補償の基準

1. 特定した者

とうもろこし受渡細則第2条第1項第4号に規定する本所が特定した者は、次のとおりとする。

飼料輸出入協議会に加入する次の者

株式会社カーギルジャパン

伊藤忠商事株式会社

兼松株式会社

丸紅株式会社

三菱商事株式会社

三井物産株式会社

ノーブルジャパン株式会社

双日株式会社

住友商事株式会社

豊田通商株式会社

株式会社ヴォークス・トレーディング

2. 受渡遅滞に係る補償

とうもろこし受渡細則第16条に規定する受渡遅滞に係る補償は、次の方法による。

- (1) 補償額は、1日につき受渡値段に遅延した受渡単位数量を乗じた額の100分の1とする。
- (2) 本所は、前号により算出した金額を当該受渡日午後1時（当日が休業日に当たるときは、午前11時）までに渡方から徴収し、受方に交付するものとする。

附 則

令和3年4月1日開催の取締役会において決議した当事項は、令和3年4月1日より実施する。